

平成 30 年 9 月 26 日

(協) 日本接骨師会保険審査会  
担当 殿

健康保険組合  
業務課 柔整担当

## 再請求についてのご質問に対する回答

日頃は、当組合の業務にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。  
さて、平成 30 年 9 月 10 日付でご質問のあった件につきまして、下記の通り回答いたします。  
なお、「二週間以内にご回答願います」とありますが、当組合での受領が 9/18 (火) だったため、受領日を起算として二週間以内の回答とさせていただきます。

### 記

1. 平成 30 年 7 月 27 日付けにて当会保険審査会より再調査のお願いしたところ、電話確認済みなので再調査は必要ないとしましたが、業務上の負傷との判断から保険適用との判断へ変更された経緯を詳細にご説明願います。

平成 30 年 8 月 7 日に 様より当組合に電話をいただきお話しさせていただいた内容とも重複いたしますが、今回の質問事項を拝見しますと電話確認のみをしたとされておりますが、まず、受療者へ照会文書をお送りし、受療者からの文書での回答が「仕事上であげたりする動作が増えていき、痛みが増した」と回答があった上で再度電話確認を行っております。その際に「仕事で重いものを持った時、頸部から腰部にかけて急性の痛みが生じ、施術を受けた。勤務先への報告や労災申請はしていない。」と回答をいただいており、返戻とさせていただきました。決して電話だけの確認ではありません。

また、「業務上の負傷との判断から保険適用との判断へ変更」とありますが、平成 30 年 8 月 7 日に 様と電話にてお話しした際に 様が事業主と話してみると仰り、その後、事業主様から当組合へ電話をいただき、「本人と話したら勘違いだったので、保険適用にしてほしい」と申出があつたため、受療者に「負傷（疾病）の原因届」を送付し、平成 30 年 8 月 30 日に同届出を受領した結果、受療者から「日頃の生活での疲れがたまり、元々体は弱く、睡眠時に寝違えた。 からの手紙が届き、仕事中のことを書かなきゃいけないと思い、勘違いして書きました。家での事なのでマク

ドナルドは関係ありません。」と再回答をいただいたため、プライベートでの負傷とし、保険適用といたしました。

2. 患者への照会理由は「負傷原因や負傷部位などを確認するため」との貴組合から回答をいただいておりますが、患者照会の対象についてご開示願います。

平成 24 年 3 月 12 日付の四課長通知を原則に、必要に応じ条件(労災、第三者疑い等)を加えて疑義抽出を行っております。

3. 柔道整復施術療養費支給申請書は柔道整復師が施術したことを証明しているものですが、今回件は返戻により柔道整復師の診断を否定することになりましたが、保険者は柔道整復師診断を無視しているのかをご教示願います。

ご存知の事かとは思いますが、療養費については、健康保険法第 87 条に「(省略) 保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」とあり、第 59 条には「保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。」とあります。

当組合は健康保険法に則り、手続きを進めており、柔道整復師診断を否定することも無視することもありません。

4. 「再度精査いただくための返戻」とのことですが、貴保険組合が業務上の負傷だという理由での返戻に対し、再調査を行わないとして、返戻された側としてはどのような精査をすべきなのかをご教示願います。

当組合では調査を行った上で返戻しておりますが、精査方法については当組合から施術者へ指示できるものではないと考えます。

5. この返戻により支給遅延及び通信費等の負担が発生しておりますが、保険者として速やかに療養費の支給の適否を判断し処理することになっておりますが、保険者としての責任はどう考えるのかをご教示願います。

受療者への照会やその回答に対し、速やかに対応しております。受療者からの回答如何によっては本案件のように支給が遅れてしまう場合もありますが、確認を行っている上での遅延のため、ご理解賜りたく存じます。

以上